

令和7年度版 山口市浄化槽清掃業許可の手引

手引作成の目的

本手引は、法令に規定されたもののほか、本市における浄化槽清掃業許可の取扱いに関する必要な事項を定め、とりまとめたもので、許可業者が適正に浄化槽清掃業を行うための一助となるよう作成したものです。

本手引は年度版とし、毎年3月に発行しますので、常に最新の手引をご覧ください。

目次

| | |
|--------------------|---|
| 浄化槽の基本的な知識 | 1 |
| 山口市の浄化槽清掃業許可制度について | 2 |
| 浄化槽清掃業に係る遵守事項 | 4 |
| 浄化槽清掃業の許可に関する手続き | 5 |
| 行政処分、罰則 | 6 |

市ウェブサイト関連ページ

山口市一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可に関する手続きについて
<https://www.city.yamaguchi.lg.jp/soshiki/50/138024.html>



<令和7年3月発行>

山口市環境部資源循環推進課

〒753-0214 山口市大内御堀 496 番地（山口市清掃工場 2 階）

TEL:083-941-2185 E-mail:shigen@city.yamaguchi.lg.jp

浄化槽の基本的な知識

1 浄化槽とは

浄化槽は、水洗トイレのし尿や台所・洗濯・風呂から排出される生活排水を微生物の働きで浄化し、河川等に放流するための設備です。下水道が整備されていない地域では、必ず浄化槽を設置することが義務付けられています。

2 浄化槽の維持管理

浄化槽は、微生物の働きを利用して排水をきれいにするため、適正な維持管理を怠ると浄化槽の機能が低下し、汚物の流出や悪臭の発生など、生活環境悪化の原因となります。そのため、浄化槽法では、浄化槽管理者（所有者又は使用者）に対して、保守点検、清掃及び法定検査の3つの維持管理が義務付けられています。

(1) 保守点検

保守点検とは、浄化槽が正常に機能しているか点検し、部品交換や消毒剤の補充などを行うことで、浄化槽の処理方式や大きさによって、年間に必要な保守点検の回数が定められています。保守点検は、浄化槽法に定められた技術上の基準に従って行わなければならない、専門的な知識や技術を要するため、山口県では保守点検を委託することができる保守点検業者の登録制度が設けられています。

(2) 清掃

清掃とは、浄化槽内の汚泥などの引き抜きや掃除、各装置の洗浄を行うことで、年1回（全ばっ気方式の浄化槽は6月に1回以上）の清掃が義務付けられており、市町村長が許可した浄化槽清掃業者に委託する必要があります。

(3) 法定検査

法定検査とは、浄化槽が適正に維持管理されているかを検査することで、山口県では指定検査機関である一般社団法人山口県浄化槽協会が年1回の検査を受けることが義務付けられています。

山口市の浄化槽清掃業許可制度について

1 浄化槽清掃業許可制度について

浄化槽清掃業を営もうとする者は、浄化槽法の規定に基づき、山口市長の許可を受ける必要があります。

なお、清掃で浄化槽から引き抜いた汚泥等を運搬しようとする場合は、廃棄物処理法の規定に基づき、山口市長から一般廃棄物収集運搬業の許可を受ける必要があります。

2 許可更新について

浄化槽清掃業の許可期間は2年間です。引き続き許可を受ける場合は、許可期間が終了する日の3か月前から45日前までの間に許可更新申請をしてください。

3 変更届について

事業の廃止又は許可申請の事項を変更するときは、変更届が必要です。（詳しくは5ページ参照。）

4 許可基準について

許可を受けるには、次の基準をすべて満たしていることが必要です。

- (1) スカム及び汚泥厚測定器具並びに自吸式ポンプその他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出しに適する器具を有していること。
- (2) 温度計、透視度計、水素イオン濃度指数測定器具、汚泥沈殿試験器具その他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出し後の槽内の汚泥等の調整に適する器具を有していること。
- (3) パイプ及びスロット掃除器具並びにろ床洗浄器具その他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出し後の槽内の汚泥等の調整に伴う単位装置及び附属機器類の洗浄、掃除等に適する器具を有していること。
- (4) 浄化槽の清掃に関する専門的知識、技能及び2年以上実務に従事した経験を有していること。
次のいずれかに該当している者を、専門的知識、技能及び2年以上の実務経験を有している者と判断しています。
 - ① 浄化槽管理士の資格を有する者
 - ② 公益財団法人日本環境整備教育センターの浄化槽清掃技術者講習会修了者
- (5) 浄化槽法第36条第2号に規定する欠格要件（3ページ参照）に該当しないこと。
- (6) 申請者が、原則として市内に住所を有する者（法人にあっては、市内に本店又は本社を有する者）であること。
- (7) 申請者自ら浄化槽清掃業を行うものであること。

●欠格要件（概略）

- イ 浄化槽法に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行後2年を経過しない者
- ロ 浄化槽清掃業の許可の取消処分後2年を経過しない者
- ハ 法人であるものが浄化槽清掃業の許可を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内に役員であった者で、取消処分後2年を経過しない者
- ニ 浄化槽清掃業の事業停止を命ぜられ、その停止期間が経過しない者
- ホ 不正又は不誠実な行為をするおそれがある者
- ヘ 廃棄物処理法の規定による命令に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行後2年を経過しない者
- ト 一般廃棄物処理業の許可の取消処分後2年を経過しない者
- チ 法人であるものが一般廃棄物処理業の許可を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内に役員であった者で、取消処分後2年を経過しない者
- リ 未成年者でその法定代理人が「イ～チ、ヌ」に該当するもの
- ヌ 法人でその役員のうちに「イ～リ」に該当する者があるもの

浄化槽清掃業に係る遵守事項

浄化槽の清掃にあたっては、以下の指示事項を遵守してください。

1 浄化槽の清掃

- (1) 浄化槽法施行規則第3条の規定（清掃の技術上の基準）に従って適正に清掃を行うこと。
- (2) 業務を実施する際は、従業員の身分を示す従業員証等を携行すること。
- (3) 料金を受領したときは、通し番号を付した領収書を発行すること。領収書には宛名、年月日、契約内容及び金額を明記の上、営業所印及び担当者印を押印すること。

2 標識の掲示、帳簿の備付け

- (1) 営業所ごとに、見やすい場所に次の事項を記載した標識を掲示すること。
 - ① 氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名
 - ② 許可を行った市町村長名
 - ③ 許可番号、許可年月日及び許可の期間

【表示例】

| 浄化槽清掃業の許可 | |
|-----------------|-------------|
| 氏名又は名称 | |
| 代表者の氏名 | |
| 許可を行った市町村長名 | |
| 許可番号 | |
| 許可年月日 (許可期間) | 年 月 日 (期間) |

縦35cm以上×横40cm以上

- (2) 事業所ごとに、次の事項を記載した帳簿を備え付け、毎月末までに前月中における事項について記載を終えておくこと。また、この帳簿は1年ごとに閉鎖し、5年間保存すること。
 - ① 清掃年月日
 - ② 清掃を行った浄化槽の管理者の氏名又は名称及び当該浄化槽の設置場所

3 その他

- (1) 年末年始、盆等に休業するときは、緊急時の作業体制を確保した上で、休業期間と緊急時連絡先を市に文書で報告すること。
- (2) 資機材及び従業員の服装等は清潔に保つこと。
- (3) 各種法令を遵守するとともに、住民に迷惑をかけたり、住民からの信頼を損なったりするような行為は厳に慎むこと。
- (4) その他市長から指示があった事項を遵守すること。

浄化槽清掃業の許可に関する手続き

1 申請・届出事項

| 種類 | 内容 | 申請・届出時期 |
|--------|-----------------|----------------------------------|
| 更新許可申請 | 更新許可申請 | 許可期限日の <u>3 か月前から 45 日前まで</u> の間 |
| 変更届 | 氏名（屋号）又は法人の名称変更 | 変更後 30 日以内 |
| | 法人の代表者変更、役員就任 | 変更後 30 日以内 |
| | 事務所の移転 | 変更後 30 日以内 |
| | 事業の全部もしくは一部の廃止 | 廃止の 30 日前まで |
| 再交付申請 | 許可証の再交付 | 随時 |

※ 法人の合併、個人の法人化・事業承継については、形態等により手続きが異なるため、事前に相談してください。

※ 申請・届出の 様式・必要書類等については市ウェブサイト（表紙）を参照してください。

2 申請手数料

| 種類 | 金額 |
|--------|---------|
| 更新許可申請 | 5,200 円 |
| 再交付申請 | 1,500 円 |
| 変更届 | 無料 |

行政処分、罰則

1 行政処分等

(1) 報告の徴収（法第 53 条第 1 項）

市は、浄化槽清掃業者に、浄化槽の清掃に関し報告させることができます。

(2) 立入検査（法第 53 条第 2 項）

市の職員は、浄化槽清掃業者の事務所、事業場及び関係施設に立ち入り、浄化槽清掃業に関して帳簿書類その他の物件を検査することができます。

(3) 指示（法第 41 条第 1 項）

市長は、浄化槽の清掃について、浄化槽清掃業者に対し、必要な指示をすることができます。

(4) 許可の取消し、事業の停止（法第 41 条第 2 項）

市長は、浄化槽清掃業者が次のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて事業の全部もしくは一部の停止を命じることができます。

- ① 事業に使用する施設又は事業者の能力が、基準に適合しなくなったとき
- ② 改善命令に違反したとき
- ③ 不正の手段により許可を受けたとき
- ④ 欠格要件に該当したとき
- ⑤ 変更の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき
- ⑥ 指示に従わず、情状が特に重いとき

2 罰則

浄化槽法の違反行為に対しては、主に次のとおり **刑事罰が科せられます**。

(1) 1 年以下の懲役又は 150 万円以下の罰金

無許可営業、事業停止命令違反など

(2) 6 月以下の懲役又は 100 万円以下の罰金

改善命令違反

(3) 30 万円以下の罰金

帳簿備付け義務違反、報告拒否・虚偽報告、立入検査拒否など

罰則には「両罰規定」があり、違反行為の実行者が処罰されることは別に、その事業主である法人又は個人にも罰金刑が科せられます。このような事態を招かないためにも、常日頃から社員教育を徹底しておくことが重要です。